

私道における共同排水設備工事補助金交付要綱実施細目

(対象範囲)

- 1 私道における共同排水設備工事補助金交付要綱（平成12年4月1日制定。以下「要綱」という。）における私道とは、その所有が私人に属するもので、道路法（昭和27年法律第180号）の規定により設置された道路以外の道をいう。
- 2 私道は、一般交通の用に供されているものであることを要しないが、通行の用に供されている土地であることを要する。
- 3 既存のくみ取便所又は浄化槽を廃止して公共下水道の利用を促すことを目的としているので、既存のくみ取便所等の廃止を伴わない家屋の新築、増改築により共同排水設備が必要となった場合は、共同排水設備工事の補助（以下単に「補助」という。）の対象外とする。
- 4 前項の規定と同趣旨の理由により、既設の排水設備の統合及び増改築は、補助の対象外とする。
- 5 共同排水設備を補助対象とする場合には、既存の全家屋の取付を原則とする。ただし、取付をしない特別な理由があり局長が認める場合は、この限りでない。
また、何らかの理由により既存家屋ながら共同排水設備を利用せず、その後において共同排水設備の延長による利用が必要となったときは、この要綱に定める要件を満たす限りにおいて補助の対象となる。
- 6 要綱第2条第1項に規定する「補助の必要性が認められるもの」には、1敷地に建っている集合住宅の場合等は含まれない。

(道路幅員)

- 7 道路幅員は、現況有姿において最小幅員1.0メートル以上を要するものとする。ただし、1.0メートルに満たない場合にあっても、一時的には私道外の部分も掘削できる等の状況にあつて、共同排水設備の設置が困難でない場合には、要件を満たすものとみなすことができる。

(共同排水設備の延長距離)

- 8 現況有姿において延長距離は、おおむね100メートルまでとする。ただし、100メートルを超えるものであつても、排水設備としての機能を発揮することが可能であれば、技術上の基準を満たすものとみなすことができる。
- 9 要綱は、くみ取便所又は浄化槽を廃止して公共下水道の利用を促す趣旨のものであるから、共同排水設備を利用する家屋の位置を越えて共同排水設備を設置することはできない。

(設計図)

- 10 要綱第4条第1項第3号に規定する私道共同排水設備工事設計図には、原則として、位置図、平面図、縦断面図等を記載するものとし、縮尺等は、本市排水設備要

覧に掲げる基準による。

(申請者)

- 11 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項各号に定める者が、申請者となることは当然であるが、家屋の賃借人も、また、所有者の承諾を得て申請者となりうるものであり、申請を行った賃借人は、要綱に定める義務を負うものである。

(家屋数)

- 12 家屋数の基準は、用途上不可分の関係にあるか否かを基準として、1つの建築物であるか否かによるものとし、世帯（生活を一にする生活の単位をいう。）は、基準としない。なお、家屋数が2戸以上であるとは、同一人の所有に属さない家屋の数が2戸以上あることをいう。

(申請代表者委任状・申請者誓約書)

- 13 申請代表者委任状・申請者誓約書（要綱第2号様式）は、各申請者が自書することを要する。

(土地使用承諾書)

- 14 土地使用承諾書（要綱第3号様式）は、各所有者が自書することを要する。

- 15 一部の者のみに利用を認める旨の承諾は、承諾の要件を満たすものとし、ない。

(完了届の添付書類)

- 16 要綱第7条第1項に規定する「別に定める書類」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- ① 工事完成届兼使用開始届
- ② 完成図

(完了検査について)

- 17 要綱第7条第3項に規定する「付した条件」には、要綱第6条第1項の内容を含むものである。

附 則

- 1 この実施細目は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 私道における共同排水設備工事補助金交付要綱実施細目（昭和61年4月1日下水道局長決裁）は廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この実施細目による改正後の私道における共同排水設備工事補助金交付要綱実施細目の規定は、施行日以後に申請のあった補助金について適用し、施行日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施細目は、令和2年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この実施細目による改正後の私道における共同排水設備工事補助金交付要綱実施細目の規定は、施行日以後に申請のあった補助金について適用し、施行日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。